

日 当 規 程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、本法人という）定款施行細則に基づく日当等に関し、必要な事項を定める。

(出張時日当)

第2条 理事の会議への出席や関係官庁・関係機関への出張に伴う日当は、本法人では支給しないものとする。

(役員報酬)

第3条 理事および監事の報酬は、役員報酬規程に定める。

(アルバイト報酬)

第4条 本法人の業務執行に際して、業務代行を実施した者に対して、アルバイト報酬を支払うものとする。

- 2 業務代行の対価をアルバイト報酬として、1時間当たり800円支払うものとする。
- 3 前項のほかに、交通費を実費にて支払う。なお、交通費の算出は旅費規定に準ずる。

第5条 前各条に定めのないものでも、状況により会長が支給の必要があると認めた場合には、その他の必要経費を支給することがある。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. 本規程は、平成26年4月1日から施行する。